

令和7年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和7年2月5日

西多摩衛生組合議会

令和7年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和7年2月5日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 小川 龍美 | 2番 井上 一也 | 3番 高橋 洋子 |
| 4番 湖城 宣子 | 5番 阿部 悦博 | 6番 片谷 洋夫 |
| 7番 菅 勇真 | 8番 秋山 義徳 | 9番 池澤 敦 |
| 10番 山崎 貴裕 | 11番 川崎 善友 | 12番 佐藤 弘治 |

欠席議員

なし

正副管理者

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 管理者 | 橋本 弘山 | 副管理者 | 大勢待 利明 |
| 副管理者 | 加藤 育男 | 副管理者 | 杉浦 裕之 |

西多摩衛生組合

| | | | |
|------------------------|-------|---------------------|-------|
| 事務局 長 | 山本 和晃 | 施設 長 | 中島 勲 |
| 会計 管理者 | 早野 正博 | | |
| 総務 課 長 | 大村 正仁 | 財務課長(兼)会計課長 | 古谷 浩明 |
| 計画 管理 課 長 | 石川 雄一 | 維持 運 転 課 長 | 太田 道雄 |
| フレッシュランド西多摩館長(兼)企画調整担当 | 伊藤 義孝 | フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹 | 穴澤 和俊 |

構成市町職員

| | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 青梅市 環境 部長 | 川島 正男 | 福生市 生活環境部長 | 田村 清孝 |
| 羽村市 産業環境部長 | 西尾 洋介 | 瑞穂町 住民部長 | 古川 実 |

令和7年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和7年2月5日（水）
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号

西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号

西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号

西多摩衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第8 議案第5号

令和7年度西多摩衛生組合予算

日程第9 議案第6号

令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第10 議員提出議案第1号

西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則

午後1時30分 開会

○議長（佐藤弘治） 本日は、令和7年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、欠席議員0名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和7年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、こんにちは。お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、「令和7年第1回西多摩衛生組合議会定例会」を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和7年1月末現在で、約4万8,100トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約480トン、1.0%の減となっております。今年度末における年間搬入量は、5万7,100トンになると見込んでおります。

次に、広域支援の状況であります。多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、実施しております。小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、1月末現在で、約2,420トンを受け入れております。

また、令和6年能登半島地震の被災地を支援するため、令和6年9月より実施しております。石川県輪島市及び珠洲市の災害廃棄物の受入れにつきましては、1月末現在で、132.69トンを受け入れております。

当組合といたしましては、継続的に災害廃棄物の受入れ処理を行うことにより、被災地の早期復興に貢献できるものと考えております。

環境センターでのごみ焼却処理にあたりましては、広域支援の有無にかかわらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の改修工事の状況であります。昨年12月発行の組合広報紙「にしたまエコにゆうす」でお知らせしましたとおり、温浴施設の解体や機械設備の撤去など、魅力ある施設へ生まれ変わるための各種工事が行われているところであります。

現在の進捗状況など、詳細につきましては、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

今次定例会には、条例案件4件、予算案件1件、分賦金の決定案件1件、合わせて6件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、管理者の発言は終わりました。これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。
日程第1「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会議事規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

11番 川崎 善友 議員

1番 小川 龍美 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長から、報告いたします。

山本事務局長。

○事務局長（山本和晃） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和7年1月29日付け、西衛発第656号で令和7年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既に、お手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、日程第8・議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」と、日程第9・議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がございますので、一括して審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤弘治） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、2月5日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

11番、川崎善友議員。

○11番（川崎善友） 11番、川崎善友です。ご指名をいただきましたので、通告に基づき、質問いたします。質問は1問です。よろしくお願い申し上げます。

フレッシュランド西多摩のリニューアルオープンは、地域住民も大変期待し、その日を待ち望んでいることと存じます。いよいよ1年後に迫りましたリニューアルオープンに向けての工事も順調に進んでいることと存じます。

フレッシュランド西多摩のリニューアルオープンに際し、ネーミングライツを導入して、維持費軽減、安定的な収益の確保に努めることが望ましいことと考えております。そのことについての所見をお伺いいたします。

○議長（佐藤弘治） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、11番、川崎善友議員のご質問にお答えいたします。

「フレッシュランド西多摩のリニューアルオープンに向けて、ネーミングライツを導入して維持費軽減、安定的な収益の確保に努めることが望まれると考える」についてですが、ネーミングライツの導入は、住民サービスの維持向上のため、安定的な財源確保と持続可能な施設運営が期待できることや企業にとってもPRやイメージアップの効果をもたらす、官民双方にメリットを生み出す手法であると認識しております。

このため、組合構成市町の公共施設での導入状況は、青梅市では総合体育館など3施設、福生市では中央図書館など3施設、羽村市では動物公園など8施設に導入されております。

余熱利用施設のフレッシュランド西多摩は、平成13年の開設時に名称を公募により決定し、施設名を住民に広く知っていただいている親しみのある施設であります。

現在、改修工事を行っているフレッシュランド西多摩は、天然温泉施設として生まれ変わり、令和8年2月のリニューアルオープンに向け、温泉・源泉の名称を公募する予定としております。

この温泉・源泉の名称の公募については、昨年11月の議員全員協議会で報告したとおり、12月発行の当組合の広報紙「にしたまエコにゆうす」、2月1日発行の組合構成市町の広報紙や当組合の公式サイトにより周知し、公募の期間は、明日の2月6日から3月28日を予定しております。

また、リニューアルオープン後のフレッシュランド西多摩の施設運営は、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用させ、住民サービスの向上と経費の節減という効果的な施設運営を行います。

指定管理者の選定については、応募書類の受付を行い、当組合の指定管理者選定委員会を開催し、最終候補者を決め、令和7年の議会において、指定管理者の指定を行う議案を上程する予定です。

従って、今後、温泉・源泉の名称の公募を行うこと、また、指定管理者も選定中であることなどのことから、リニューアルオープンに向けてのフレッシュランド西多摩のネーミングライツの導入は、適当な時期ではないと判断しております。

一方、組合構成市町では、財政状況が厳しい中、近年、多くの自治体において、ネーミングライツの導入事例が増加しており、その有効性は認識しておりますが、フレッシュランド西多摩は、住民から募集した名称により親しまれてきたことから、名称の変更による混乱、地域に対する愛着の希薄化や喪失など、導入につきましては、慎重に判断していかなければならないと考えております。

このようなことから、フレッシュランド西多摩のネーミングライツの導入については、今後の施設運営状況や来客数を勘案し、安定的な財源確保等の観点から、今後、調査・研究していきたいと考えております。

以上で、川崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤弘治） 11番議員、再質問はありますか。

11番、川崎議員。

○11番（川崎善友） 11番、川崎。ご答弁、ありがとうございます。

フレッシュランド西多摩は、平成13年の開設時に名称を公募により決定し、施設名を住民に広く知っていただいて、親しみのある施設であるということで、ネーミングライツを導入することで、名称が変わることに対する懸念は理解できます。

確かに、野球場やホールなど、何年か経つと名称が変わっていて、どこの施設のことを指しているのかわからなくなることも多々あります。

ただ、こういった例もありましたので、紹介させていただきます。ネーミングライツとしては有名な事案ですので、記憶にある方も多いかと存じますが、紹介させていただきます。

2013年のことになりますが、鎌倉市が由比ヶ浜海水浴場、材木座海水浴場、腰越海水浴場、3つの海水浴場の維持管理費を捻出するため、年間100万円以上のネーミングライツを設定したところ、8つの企業と1人の個人から応募があり、選ばれたのは、鎌倉のお土産として全国的な人気を誇るハトの形を模したお菓子、ちょっと正式名称は控えさせていただきます。を製造販売する地元企業が、年間1,200万円の額で購入し、しかも10年間のネーミングライツの権利を取得しました。そして、その企業が付けた名称は、何とそれぞれ由比ヶ浜海水浴場、材木座海水浴場、腰越海水浴場と全く同じ名前を付け直したのです。慣れ親しんだ海水浴場の名称が変わらなかったことで、鎌倉市民の多くはほっと胸をなでおろしたそうであります。

このニュースを私が知った時に、心から拍手喝采を送りました。そのハトの形のお菓子、ますます好きになりましたし、そのお菓子を作っている企業名も、その時に初めて知りまして、大変良いイメージを持つようになりました。その企業としては、他の企業にネーミングライツが買われて、愛着のある名前が変えられることを防ぐため、自ら投入して前と同じ名称を付けたのではないとも言われております。

このような例は特別かもしれませんが、答弁にもありましたネーミングライツの導入は、住民サービスの維持向上のため、安定的な財源確保と持続可能な施設運営が期待できることや企業にとってもPRやイメージアップの効果をもたらす、官民双方にメリットを生み出す手法であると認識しておりますとありましたが、ネーミングライツには購入する側にとっても、宣伝効果や地域貢献によるイメージアップ、企業のブランディングにも繋がるものがあり、積極的に取り入れたいと考えている企業も存在するものと思っています。

また、施設全体を一括してネーミングライツの対象としなくても良いかと考えております。先ほどの鎌倉市の海水浴場のケースでは、10年間の契約終了後、鎌倉市は3つの海水浴場については、ネーミングライツの募集を行わないことを決定しています。地元住民から慣れ親しんだ名前が変わる可能性があることに対しての懸念が寄せられたこともあり、住民の皆さんの気持ちを汲んで市として決定したということのようです。

このような例もあることから、フレッシュランド西多摩の名称は、既に愛着のある名称になっております。例えばそのままにして個別の施設について、ネーミングライツを募集するという方法もあるかと考えます。例えば、サウナの部分だけですか、貸切風呂だけの部分だけですか、それから体育館や屋外に設置が予定されているバーベキュースペース、遊具が設置される広場など、個別の施設について幅広く募集することもできるのではないかと考えています。

また、遊歩道や駐車場、トイレなどにネーミングライツが設定されている事例もあります。新しくてきれいな施設がオープンするタイミングが、ネーミングライツを導入するには最適であると考えましたので、フレッシュランド西多摩のリニューアルオープンにあわせて、ネーミングライツを導入してほしいという思いから、今回の質問をさせていただきました。

まずは、1年後のリニューアルオープンに向けて、工事が順調に安全に進みますことを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤弘治） 以上で、一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第 33 条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について 3 回までとなっております。なお、1 回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき 3 問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第 4、議案第 1 号「西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました、議案第 1 号「西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の報酬の支給方法及び費用弁償に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、報酬の支給方法について、「一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による」とされている規定を改め、日額報酬、月額報酬、年額報酬など、報酬の種類ごとに支給方法を規定するものであります。

また、羽村市の区域外に居住する特別職の職員の通勤に係る費用弁償について、新たに規定するほか、車賃の額を実費に改めるなどの改正を行うものであります。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） それでは、議案第 1 号「西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第 1 号附属資料、新旧対照表 1 ページをご覧ください。

まず、現行条例の第 2 条は、報酬についての規定でございます。第 2 項から第 5 項まで、報酬について定めており、また、現行条例第 4 条で、支給方法を定めておりますが、これらを整理した上で、報酬の支給方法として、新条例の第 3 条に規定をいたします。

第 3 条第 1 項から第 4 項までは、報酬の種類ごとに支給方法をそれぞれ規定するものでございます。

第 1 項は、日額報酬の支給方法を、第 2 項は、月額報酬の支給方法を、第 3 項は、年額報酬の支給方法を、2 ページをご覧ください、第 4 項は、1 回あたりの支給方法を定めております。また、新たに第 4 条で、月、または年度の途中の就職者等に係る報酬の支給について規定をしております。

次に、新条例第 5 条は、費用弁償についての規定でございます。

3 ページをご覧ください、第 4 項において、羽村市の区域外に居住する特別職の職員が、交通機関を利用して通勤した場合の鉄道賃及び車賃の実費を費用弁償として支給することができる規定を新たに設けます。

次に、別表第 2 の車賃について、1 キロメートルにつき 23 円としておるものを実費に改めようとするものでございます。

なお、付則第 2 項につきましては、報酬及び費用弁償の支給に係る経過措置を設けようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第 1 号の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

ただいま、議題となっております、議案第1号「西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第5、議案第2号「西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま、議題となりました議案第2号「西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、西多摩衛生組合管理者等の旅費、及び議会議員の費用弁償等に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、議案第2号及び附属資料のとおりであります。第1条西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部改正から、第4条西多摩衛生組合実費弁償条例の一部改正までについて、1キロメートルにつき、23円と規定している車賃を実費に改めるものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

また、付則において、旅費及び費用弁償の支給に係る経過措置を設けるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤弘治) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第2号「西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、議案第3号「西多摩衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第3「西多摩衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条の改正に伴い、同条を引用する条文の項ずれに対応するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、議案第3号及び附属資料のとおりであります。条例第2条第10項中、「第2条第8項」を「第2条第9項」に、条例第12条第6項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものであります。

なお、この条例の施行日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第3号「西多摩衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることから、条例のうち、罰則の規定等に「懲役」や「禁錮」の用語を使用しているものについて、「拘禁刑」とするなど、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、議案第4号及び附属資料のとおりであります。第1章は、関係条例の一部改正であり、第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正から、第6条の西多摩衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正まで、6つの条例について、一括で改正を行うものであります。

第2章は、第7条から第9条まで、罰則の適用等に係る経過措置、人の資格に関する経過措置、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

なお、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第5号及び日程第9、議案第6号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」及び日程第9、議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました議案第5号、「令和7年度西多摩衛生組合予

算」及び、議案第6号、「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第5号、「令和7年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

令和7年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し、1,800トン減の5万7,100トンを見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、令和6年10月1日現在の人口、27万2,097人を採用しており、これは前年度と比較し、380人の減少となっております。

予算の内容であります。歳入予算では、令和6年度をもって、小平・村山・大和衛生組合の広域支援が終了することに伴い、諸収入を前年度比6,189万8,000円減額したほか、フレッシュランド西多摩改修事業費の年割額の確定に伴い、組合債を前年度比1億8,900万円減額しております。

また、組合市町分賦金は、じん芥処理費の工事請負費の増額に伴い、前年度比1億8,853万8,000円の増となっております。

次に、歳出予算では、じん芥処理費において、施設の法令点検や設備更新工事の増額を見込んだことに伴い、工事請負費を前年度比1億6,760万7,000円増額しております。

また、余熱利用施設事業費では、委託料に、フレッシュランド西多摩指定管理料を新たに計上した一方、工事請負費における、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事の減額に伴い、前年度比1億8,233万7,000円の減となっております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ26億4,200万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、1億400万円、率にして3.8%の減となっております。

次に、議案第6号、令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明いたしました、令和7年度予算に基づき、組合市町分賦金の総額を、組合予算の約80%、21億2,048万8,000円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第5号、及び第6号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長(佐藤弘治) 古谷財務課長。

○財務課長(古谷浩明) それでは、議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」及び議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明をさせていただきます。

予算の編成の基礎数値でございますが、ごみ搬入量及び構成市町の人口につきましては、先ほどの管理者の説明のとおりでございます。

それでは、議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出の総額を26億4,200万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、債務負担行為にかかわるものを定めたものでございます。

第3条が、地方債にかかわるものを定めたものでございます。

債務負担行為及び地方債の詳細は、第2表の債務負担行為及び第3表の地方債のところで説明させていただきます。

第4条は、地方自治法で認められております、一時借入金の最高額を、5,000万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から、第5款組合債までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から、第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計は、それぞれ26億4,200万円でございます。

次に、3ページでございますが、第2表は、債務負担行為でございます。

債務負担行為につきましては、フレッシュランド西多摩指定管理料をはじめ、計3件でございます。フレッシュランド西多摩指定管理料は、フレッシュランド西多摩の施設運営の業務を指定管理者へ移行することによります。

施設運転管理業務委託については、現在は、焼却施設の運転管理のみ委託していましたが、新たに可燃ごみの受入れ業務や焼却灰の積み込み業務を追加し、委託内容を見直しております。

設備更新工事（排ガス分析計更新工事）については、現在、使用中の分析計の検定期限が令和8年7月までのため、令和7年度中に契約し、分析計の製品の調達を行い、検定期限までに設備の更新工事をする予定です。

それぞれ複数年度にわたる事業のため、債務負担行為を定めようとするものでございます。

第3表は、地方債でございます。（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業にかかわる借入金の令和7年度の限度額を3億4,900万円に定めようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、本表のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。

6ページについては、2ページの第1表と同様なので、7ページよりご説明申し上げます。7ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款1項1目分賦金は、21億2,048万8,000円、前年度対比1億8,853万8,000円の増額でございます。増額の主な要因は、歳出における、じん芥処理費の14節工事請負費の増額によるものでございます。

第2款1項1目使用料は、57万円、前年度比6万3,000円の増額でございます。

2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款繰越金は、1億4,185万8,000円、前年度比、4,053万6,000円の減額でございます、前年度繰越金でございます。

8ページをご覧ください。

第4款1項1目預金利子は、前年と同額の1,000円でございます。

2項1目雑入は、3,008万2,000円、前年度比6,189万8,000円の減額でございます。

これは、小平・村山・大和衛生組合の広域支援が、令和6年度をもって終了することから、「可燃ごみ焼却処理委託受託金」の減額が主な要因でございます。

第5款1項1目余熱利用施設事業債は、3億4,900万円、前年度比1億8,900万円の減額で、これは、フレッシュランド西多摩改修事業費の年割額が確定したことが要因です。

9ページをご覧ください。

上段の国庫支出金は0円、前年度対比、116万7,000円の減額でございます。

これは、前年度までは、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性セシウム測定のコ費用を補助金として収入していました。

放射性セシウムの測定については、排ガス中の濃度が、測定以来、不検出であり、焼却灰は、国の基準では一定の要件を満たせば、測定をする必要がなくなります。また、焼却灰処理先の東京たま広域資源循環組合の放射性物質に関する協定書の改正を行ったため、東京たま広域資源循環組合から測定の除外申請を国に手続きするよう依頼がありました。

これらのことから、当組合では、令和7年度から放射性セシウム濃度測定をしなくなるため、国からの補助金が減額となっております。

以上、合計は26億4,200万円で、前年度比1億400万円の減額でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。歳出でございます。

10ページからは、歳出の事項別明細書となります。

第1款1項1目組合議会費は162万9,000円、前年度対比19万8,000円の増額でございます。

これは、13節使用料及び賃借料におきまして、行政視察のバス借上料を計上したことが要因でございます。

11ページをご覧ください。

第2款1項1目一般管理費は、3億6,571万5,000円、前年度対比1億9,026万円の増額でございます。

これは、前年度まで人件費である1節報酬、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費については、第2款の事務所費、第3款のじん芥処理費及び第4款の余熱利用施設事業費に、各々人件費として予算計上していましたが、令和7年度より第2款の事務所費に取りまとめたことが主な要因となっております。

また、組合市町分賦金の計算方法については、従来どおり、事務所費の人件費は、第2款事務所費で、じん芥処理費の人件費は、第3款じん芥処理費で、余熱利用施設事業費の人件費は、第4款余熱利用施設事業費で、各々計算しておりますことから、組合市町分賦金の計算方法の変更はございません。

11ページの人件費については、24ページ以降の給与費明細書でご説明させていただきます。

恐れ入ります。24、25ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧ください。

上段の表、1特別職につきましては、右から2列目、本年度の合計欄のとおり、173万9,000円、前年度比8万1,000円の減額でございます。

これは、指定管理者選定委員会の開催回数の減によります。

次に、中段の表、2一般職でございますが、職員数につきましては、前年度より2名の減の26名でございます。

また、カッコ内は、再任用職員及び会計年度任用職員の短時間勤務職員の6名を計上しておりまして、前年度より1名の増でございます。

次に、給与費・共済費につきましては、報酬は、934万8,000円、前年度比2万7,000円の減額、給料は、1億2,059万5,000円、前年度比173万5,000円の増額、職員手当等は、1億1,269万3,000円、前年度比408万6,000円の減額、共済費は、4,471万円で、前年度比49万9,000円の減額、人件費の合計は、前年度比287万7,000円減の2億8,734万6,000円を計上してございます。

減額の主な要因といたしましては、職員数の減によるものでございます。

以上が、人件費関係の説明でございます。

恐れ入ります。12、13ページをご覧ください。

12 ページの第 2 款事務所費の 8 節旅費をご覧願います。

8 節旅費は、23 万 2,000 円、前年度対比 15 万 2,000 円の増額でございます。

こちら、人件費と同様に旅費についても、第 2 款の事務所費に、第 3 款のじん芥処理費及び第 4 款の余熱利用施設事業費の旅費を取りまとめたことが増額の要因となっております。

13 ページ、12 節委託料は、1,000 万 2,000 円、前年度対比 101 万円の増額でございます。

これは、広報用ビデオ編集委託料の増額が主な要因でございます。

14、15 ページをお開き願います。

14 ページの 18 節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金をご覧ください。

こちらは、新規の計上で、第 3 款じん芥処理費の 18 節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金の一部を第 2 款事務所費に移行しております。

16 ページをご覧ください。

第 3 款 1 項 1 目じん芥処理費は、15 億 7,762 万 4,000 円、前年度対比 568 万 6,000 円の減額でございます。

これは、人件費を第 2 款事務所費に移行したことが主な要因です。

16 ページの 10 節需用費をご覧ください。

10 節需用費は、2 億 3,687 万 9,000 円で、前年度対比 1,724 万 6,000 円の減額でございます。

主な要因は、消耗品費では、ごみ搬入量の減に伴い、焼却処理に伴う薬品代の減及び光熱水費の電気料の燃料調整費の単価の減によります。

次に、12 節委託料をご覧ください。

12 節委託料は、3 億 1,570 万 4,000 円で、前年度対比 103 万 2,000 円の増額で、主な要因は、17 ページの新規計上の災害廃棄物由来焼却灰処理委託で、令和 6 年度に引き続き行う、石川県能登半島地震による広域支援の焼却灰の処理委託料です。

また、各委託料については、人件費や物価高騰により、各々予算額が増額しております。

18 ページをお開きいただき、14 節工事請負費をご覧ください。

14 節工事請負費は、10 億 2,043 万 7,000 円で、前年度対比 1 億 6,760 万 7,000 円の増額でございます。

主な要因は、施設維持整備工事では、法令点検の該当年度であること、また、設備更新工事の増額によります。

恐れ入ります。20 ページをご覧ください。

第 4 款 1 項 1 目施設運営費は 5 億 8,055 万 8,000 円、前年度対比 1 億 8,233 万 7,000 円の減額でございます。これは、14 節工事請負費の（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事費の年割額が確定による減額が主な要因でございます。

12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、8,232 万 6,000 円で、前年度対比 5,392 万 7,000 円の増額でございます。主な要因は、フレッシュランド西多摩の施設運営の業務を指定管理者が行う、フレッシュランド西多摩指定管理料でございます。

21 ページをご覧ください。

第 5 款公債費の 1 項 1 目元金でございますが、1 億 1,142 万 8,000 円、前年度比 3,365 万円の減額でございます。これは、平成 25 年度から令和元年度に借り入れた基幹的設備改良工事費の元金の償還金で、減額については、平成 26 年度借入分の元金については、前年度に償還が終了したことが要因です。

続きまして、2 目利子でございますが、124 万 3,000 円、前年度比 116 万 2,000 円の増額ございま

す。主な要因は、令和6年度に借り入れたフレッシュランド西多摩改修事業費の利子の償還が開始されることによります。

恐れ入ります。22ページをご覧ください。

第6款予備費は、380万3,000円でございます。

以上、歳出合計は26億4,200万円で、前年度比1億400万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24ページから35ページまでが給与費明細書でございます。

恐れ入ります、36、37ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書となっております。

次に、38ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書です。

39ページは、地方債に関する調書でございます。地方債の調書につきましては、右側の一番下の欄でございます9億8,136万8,000円が、令和7年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上、議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」につきましても説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。2枚目の議案第6号附属資料をご覧ください。

令和7年度の当初予算の分賦金算出根拠となります。組合市町の人口とごみ搬入量の状況を踏まえまして、ご説明申し上げます。

青梅市におきましては、表2で人口を12万9,241人、表3で、ごみ搬入量を2万7,200トンと推計いたしまして、前年度比8,739万8,000円、9.6%を増額いたしまして、9億9,608万2,000円。福生市におきましては、人口を5万6,547人、ごみ搬入量を1万1,000トンと推計いたしまして、前年度比3,610万8,000円、9.4%を増額いたしまして、4億2,054万7,000円。羽村市におきましては、人口を5万4,255人、ごみ搬入量を1万1,100トンと推計いたしまして、前年度比、4,101万4,000円、11.0%を増額いたしまして、4億1,236万3,000円。瑞穂町におきましては、人口を3万2,054人、ごみ搬入量を7,800トンと推計いたしまして、前年度比、2,401万8,000円、9.0%を増額いたしまして、2億9,149万6,000円。

組合市町分賦金の合計は、前年度比1億8,853万8,000円、9.8%を増額いたしまして、21億2,048万8,000円でございます。

議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」及び議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎貴裕） 私からは、議案第5号、令和7年度予算関係について、質問させていただきます。2点について、質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですが、予算書の3ページになります。第2表の債務負担行為について、お聞きしたいと思っております。ここに、施設運転管理業務委託がございますが、歳出予算の中に委託項目がございます。これ何か理由があるのかをお聞きしたいと思っております。

また、これについては、どのような委託内容で債務負担にしたか、その理由についても、あわせてお聞かせください。

2点目の質問ですが、予算書8ページ、第2項1目の雑入のうち、この説明欄にあります災害廃棄物処理委託受託金 1,770 万円とございます。これは能登半島災害復興支援に係る歳入だと思われませんが、積算、内訳をお聞きしたいと思います。

また、これに関連しまして、災害廃棄物の処理で、灰の処理に費用がかかると聞いております。歳出の右端の説明欄にございます、歳出 17 ページですね、右端の説明欄にございます、中ほどですかね。災害廃棄物由来焼却灰処理委託料 270 万円だと思われませんが、こちらも同様に積算、また内訳等について、内容、わかればお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、私の方からは、まずは債務負担行為に掲載されている施設運転管理業務委託について、ご説明させていただきます。

まず、こちらの委託ですが、16 ページの 12 節委託料の中には、項目として入っておりませんが、この委託につきましては、現在、業務委託している、予算書 16 ページに載っているごみ焼却業務委託の委託を拡大し、委託名を新たに施設運転管理業務委託として名称変更し、令和 8 年度から委託を要請するものでございます。

拡大する委託の内容として、主なものは、現状、平日、夜間、土日、祝日の運転管理業務を現在、委託で行っておりますが、これを平日、日中も含めた全面的な運転管理業務に拡大しようとするものです。この全面委託の背景といたしましては、近年、新設された清掃工場は、DBO方式という管理、運営を民間事業者に一括して委託する民活事業手法を採用する工場が多くなってきており、また、既存の清掃工場においても、運転管理業務委託は、全面的に委託する事例が多く、本施設のように組合と委託業者が混在で運転管理を行っている事例は少ない状況であります。

また、多摩地域の清掃工場では、当組合を除く全ての清掃工場がDBO、もしくは全面的な運転管理業務となっております、23 区、一部事務組合でも、平成 18 年以降、運転管理の全面委託化が進んでいる状況です。

このように、他の清掃工場の運転管理の全面委託化が進んでいく中、当組合でも、今後の施設運営の在り方を考慮し、運転管理の全面委託化を計画させていただきました。

また、債務負担行為の理由といたしましては、この施設運転管理業務委託の仕様では、運転管理に伴う準備期間を3か月間定める予定となっております。当委託は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しており、令和 8 年 1 月から 3 月までを準備期間とする予定であることから、令和 7 年 12 月までに契約をする必要があると考えております。このため、令和 7 年度、債務負担行為をさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、私からは、2点目の質問にありました予算書の8ページ、災害廃棄物処理委託受託金の内訳について、説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは、石川県で起こりました能登半島地震により発生した災害廃棄物の処理委託料の収入となっております、内訳なのですけれども、ごみ、キロ当たり 35.4 円で計算をしております。この 35.4 円、トンに直しますと 3 万 5,400 円になるのですけれども、この内訳として、まず、組合での処理費として、キロ 30 円をいただいております。プラス循環組合での灰の処理費用として、5.4 円いただいております、合わせまして、35.4 円で計算をさせていただいております。

この 34.5 円に数量ですね、500 トンを来年度見込んでおりまして、その掛け合わせた数字、1,770 万

円を予算の方に計上をさせていただいております。

続いて、関連する項目として、17 ページのじん芥処理費の委託料、災害廃棄物由来焼却処理委託になるのですけれども、こちらの方で計上させていただいておりますが、先ほど説明をさせていただきました 35.4 円のうちの循環組合分、5.4 円ですね。こちらをこの委託の方で払わせていただいております。数量におきましては、受入れの数量と同じ 500 トンで予算、積算をさせていただいております。

説明は、以上となります。

○議長（佐藤弘治） 10 番、山崎議員。

○10 番（山崎貴裕） ご答弁、ご説明、ありがとうございました。

1 点目につきましては、フルタイムですね、平日、日中のフルタイムに変更するに伴い名称変更ということで、わかりました。これによって、業務がスムーズにいくのかなと、単純に思ったところでございます。また、新たな事業展開に進んでいくこともわかりました。

今後、新たに加わる委託内容について、これ大事だと思うのですが、精査をして、しっかりモニタリングすることが重要だと思われまますので、よろしくをお願いします。

また、費用対効果も検証しながら、組合事業のレベルを落とさないよう、施設の運営維持をお願いし、あわせて構成市町の負担軽減にも努めていただければと思います。ありがとうございました。1 点目については、終わります。

2 点目につきましても、積算根拠等、お示しいただきまして、ありがとうございます。とにかく能登半島の震災から、もう 1 年が過ぎました。報道を見ても、また先日、私、ボランティアで何度も能登に入っている方のお話を伺う機会がありましたが、まだまだとても復興とは言えない、復興にはほど遠いようです。結構、切実なお話も聞きました。その上ですね、当組合としましても、先ほど冒頭に橋本管理者からもお話がありましたように、今後も構成市町と情報を共有しながら、少しでも早く能登の復興が進むよう、着実に支援を実施していただきたいと思ひ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤弘治） ほかに質問ありませんか。2 番、井上議員。

○2 番（井上一也） 2 番の井上一也でございます。3 点の質問をお願いできればと思います。

まず、予算書の関係でございます。1 点目の質問でございます。16 ページの 3 款じん芥処理費、12 節の委託費、あとは 14 節工事費、こちら 18 ページの方になるのですけれど、こちらに占める委託業務、あとは工事業務、工事のお金、こちらに占める随意契約は、どの程度占めているのか。まだ契約、予定になっていると思うのですが、この当たりの割合なんかを教えていただければと思います。件数と、あと何%程度か、その辺をちょっと教えていただければと思います。

2 点目の質問でございます。16 ページのじん芥処理費のやはり同じく中にある 10 節需用費の消耗品費に関してでございます。先ほどの説明で、この消耗品費の中には薬品が入ってますよということなのですが、こちらの薬品について、かなりちょっと不安定な価格の状況、継続しているのかなと思うのですが、その積算根拠、このあたりはどのようになっていますかというようなことを、あとは年間を通じての単価契約になっているか、その契約の方法について伺えればと思います。

3 点目でございます。3 点目、先ほど職員の人員が 1 名増加するようお願いを伺いました。その関係で 14 ページと 18 ページ、こちらは款が変わってしまうのですけれど、14 ページの 18 節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金、こちらと、あとは 18 ページの方にあります、同じく 18 節負担金、補助及び交付金に関する各種講習会の負担金、この関係なのですが、この各種講習会の負担金という

ことなのですが、人員の増が伺えるということがありますので、この当たりの例えばなのですが、廃棄物処理法で定めるところの技術管理者、この講習会、確か1人当たり10万円ぐらいかかってしまった講習会かなと思うのですけれども、そのような金額を積みまれているのかどうかの点について、以上、3点について、お伺いできればと思います。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 1点目の質問の16ページの委託料、18ページの工事請負費に占める随意契約の占める割合について、ご答弁させていただきます。

まず委託料の方なのですが、16ページから18ページの委託料については、24件の委託料が記載されていますが、1件の委託で2件分の契約を予定しているものが2件あるので、令和7年度の当初予算では、26件分の委託の契約を予定しております。この26件中、随意契約は20件で、約77%を予定しております。

18ページの工事請負費については、施設整備工事で7件ほど、設備更新工事で6件の合計で13件の工事を予定しております。この13件中、随意契約を予定しているものは11件で、約85%を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、私の方からは2点目のP16のじん芥処理費、需用費の消耗品費に関して、薬品の単価の積算方法ということについて、ご回答させていただきます。

井上議員がご発言されたとおり、消耗品費には薬品が含まれており、消耗品費の約73%をこの薬品費で占めております。この薬品単価の算出方法につきましては、令和6年度に契約した薬品メーカー6社から、令和7年度、発注を見越した参考単価を提出していただき、その6社の中で一番低い単価を予算化させていただいている状況でございます。

また、契約につきましては、年間を通じての単価契約となります。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） 私の方からは、3点目、各種講習会と負担金についてでございます。

令和7年度予算においては、令和6年度までじん芥処理費の項目で一括予算計上しておりました各種講習会等負担金については、予算書18ページ、18節の各種講習会等負担金6万9,000円と、予算書14ページ、組合事務所費の項目18節で計上した各種講習会等負担金23万円に分割をして予算計上しております。

18ページで計上した予算では、実質的に特別な必要が生じた場合等における臨時的講習会等における費用が発生した場合の負担金を、14ページで計上した予算は、経常的な職員の資格、講習等に関わる費用を計上しております。これは、人件費を事務所費に統合したことから、職員研修費に相当する負担金を事務所費に計上したものでございます。

令和7年度の資格講習等の予定の内訳では、ご質問の廃棄物処理施設技術管理者講習会1名のほか、危険物取扱者保安講習を5名、23区一部事務組合主催の設計・積算・整備技能講習について、それぞれ1名、各種講習会等についても1名分の予算を計上しております。各年度において必要となる研修等について、幅広く予算計上を行い、職員の技術力確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 2番、井上議員。

○2 番（井上一也） ありがとうございます。

3点目の質問に関しては、ちょっと先に3点目の方なのですが、人員増に対して、講習会の費用、適切に積み上がっているということで安心しました。職員、新たに増えるとなると、職員にやはり投資をしておかなくちゃいけないということもありますので、それ以上のまたメリットが生まれると思いますので、適切な惜しみない投資をお願いできればと思います。

1点目の質問、2点目の質問に対して、再質問をさせていただければと思います。

1点目の質問の方でございます。こちら随意契約の関係なのですが、随意契約を予定している事業は、委託の方で77%、工事の方で85%ということで、随意契約が多いのかな、業者と特に入札なんかを行わないで、業者と組合で1対1の契約を行うというような感じなのですけど、その金額の積算、積算については、どのようになっていますでしょうか。事業者、一つの事業者からの見積りだとか、それを予算化しているだとか、それとも積算システム、出せるものはしっかりと出してから、金額を予算化しているなどが考えられますけれど、その点について、伺いたと思います。

2点目の質問に対する再質問でございますが、積算につきまして、薬品については、積算につきましては、今年度、6社から取られているということで、内容の方わかりました。単価につきましては、年間を通じての単価契約になるということでしたが、ちょっと経済的にまだ不安定な時期が続くのかなというようなことがございまして、急激な価格変動などに耐えられるのかどうか、その当たりについて、お伺いできればと思います。

以上、2つの再質問お願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、私の方からは質問1の再質問として、随意契約している工事、委託の積算方法についての回答ですが、まず、委託費の積算につきましては、原則として、全国都市清掃協議会や東京都市建設行政協議会、並びに建設物価調査会などの積算資料をもとに、当組合で設計を行わせていただいております。

また、工事の積算につきましては、原則として、こちらでも建設物価や工事に関しては、東京都23区清掃一部事務組合から、ごみ処理施設に特化した設備積算基準というものを受領させていただいております。こちらをもとに積算を行いまして、さらに組合で積算したデータを第三者機関である公益財団法人の東京都環境公社に送付し、設計の精査をしていただき、最終的に予算化をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 2問目の再質問について、ご答弁させていただきます。

薬品の単価契約は年間を通じての契約となっているのか、人件費や物価等々の急激な価格変動に耐えられるものかどうかとの質問の回答となります。

環境センターは、平成10年度に稼動しているもので、28年が経過しております。この間、焼却に必要な薬品であります消石灰、アンモニア水、活性炭等は、全て単年度で契約しております。ここ数年の急激な人件費の上昇や物価高騰などがありましたが、年度途中での契約変更の依頼はありませんでしたので、当組合としては、薬品購入の受注者は急激な価格変動に耐えられているものと判断しております。

また、契約書約款において、経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当で認められた時は、契約金額等の契約内容を変更することができる旨の定めがあるため、受注者より申し出があった場合は、

適切に対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 2番、井上議員。

○2番（井上一也） ありがとうございます。1点目の質問に関してなのですが、詳細に、基本的には随意契約とは言っても業者に言われるままではなくて、他団体の作成した資料、積算資料や、あとは第三者機関のチェックを受けているということで、しっかりと精査されているようで問題はないのかなということがわかりました。

随意契約、こちらの方は競争入札に比べると高くなりがちというようなことが言われますけれど、職員皆様の知見を掲げてしっかりと精査をしていただければ、適切な契約ができると考えますので、その点、十分、皆さんの知見を高めるような講習会とか、そのようなところに赴くような形であればと思います。

2点目なのですが、こちらの方につきましても、価格変動には耐えられるような大きな変化がなければ、価格変動に耐えられるのかなと思うのですが、内容的にも柔軟な対応をされているようなことなので、そちらの方は大丈夫なのかなと思います。業者もいろいろと大変な御時世となっておりますので、その当たりうまく柔軟に対応できるような形であればと思います。

以上で、質問を終わりにします。

○議長（佐藤弘治） ほかに質疑ありませんか。

3番、高橋議員。

○3番（高橋洋子） 1点だけ質問をお願いいたします。

20ページの施設運営費、17番備品購入費、これは2,521万2,000円というふうに計上されているのですが、主な購入されるものっていうのは、どういうものなのかご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいま、備品購入費のご質問がありましたが、令和7年度予算に計上した購入費は全てリニューアルオープンに向けた施設備品費として計上したもので、主なものといたしましては、玄関ホールの下足入れ、ホールのソファ、食堂のテーブルチェア、食堂テラス席の屋外テーブルチェア、脱衣室のロッカーなどの新調・購入を予定しています。

以上になります。

○議長（佐藤弘治） 3番、高橋議員。

○3番（高橋洋子） ありがとうございます。以前、使われていた備品というのは、再利用というのはされているのですか。それとも、今後は施設が変わり、リニューアルされるということなので、そういう広さとか変わるからの入れ替えをしているというような状況なのでしょうか。状況の方を教えてください。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまのご質問に回答いたします。

今回の施設改修は、既存の躯体を利用して改修しているという関係上、備品に関しましても、継続利用できるものは継続利用する方向で精査をさせていただいております。その中で、例えば食堂ですとか、浴室、ホール内など改修する部分につきましては、設計のデザインですとか、配色、そういったものにも配慮をしまして、施設改修のコンセプトとの整合性も含めて、新しく変える部分については、備品の更新をして、また新調をさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤弘治） 3番、高橋議員。

○3 番（高橋洋子） 使われなくなった備品というのは、こちらは何かリサイクルされるとか、リサイクルされるとか、何か処理方法というのは、何か考えているのでしょうか。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） これにつきましては、できる限りリサイクルをしていきたいというふうに考えてはいるのですが、なかなか古い物ですので、例えばロッカー類等は、経年劣化により再利用できないものになります。そのような鉄類等については、適切に処分ができるように、工事の中で処分するものもございまして、委託費の中ですね、今回、新規計上させていただいたフレッシュランド西多摩備品等廃棄委託料というものを計上させていただいております。こちらの方でリサイクルを含めた適正な廃棄処分をしていただくために、予算を計上させていただいたところでございます。（「ありがとうございます。」と高橋議員の声あり）

○議長（佐藤弘治） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」の件に対する討論に入りますが、討論の通告がありますので、討論に入ります。

では、討論をお願いします。2番、井上議員。

○2 番（井上一也） 2番、井上一也でございます。議案第5号の令和7年度西多摩衛生組合予算について、賛成の立場から討論をさせていただければと思います。

物価高騰が進む中で、今年度の予算額、大きな変動もなく来年度の予算を作成していただきましたことを感謝いたします。今回、幾つかその内容について、質問させていただきました。西多摩衛生組合のような廃棄物の中間処理、いわゆる焼却処理を行うような施設での維持管理委託、工事での契約は、確認させていただいたように随意契約が多いようです。

しかし、その積算内容については、東京23区一部事務組合の積算基準に基づく職員のチェックや、あとは第三者機関である東京都環境公社のチェックなどをしっかりと受けており、価格における精査もされていることがわかりました。

また、薬品費、こちらについても、6社の業者から見積りを取るなど、十分に価格を吟味し、そして、価格変動などにも耐えられる予算を出されているようで安心しました。

今回の予算で、特に注目すべき点なのですが、7年度にリニューアルオープンする温泉施設、フレッシュランド西多摩の指定管理料も考慮され、早期オープンに向けての職員の皆様の意気込みを感じたところでございます。この施設、地元の方が楽しみにしている施設でございますので、念願の施設が稼動することが、この予算書から読み取れ、とてもうれしい限りでございます。

今後とも、施設の適切な維持管理と運営が推進されることを期待しまして、令和7年度西多摩衛生組合予算の賛成討論とさせていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤弘治） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ほかになければ、以上で討論を終わります。

次に、議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第5号「令和7年度西多摩衛生組合予算」の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号「令和7年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10、議員提出議案第1号「西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

提出者から、提案理由及び内容の説明を求めます。

8番、秋山義徳議員。

○8番(秋山義徳) 議員提出議案第1号「西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則」本議案を、別紙のとおり、西多摩衛生組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年2月5日、西多摩衛生組合議会議長、佐藤弘治様。提出者、西多摩衛生組合議会議員、秋山義徳。以下、敬称を略させていただきます。

賛成者、同上、井上一也、

賛成者、同上、阿部悦博、

賛成者、同上、山崎貴裕。

本案は、押印等の見直しに伴い、請願書の記載事項等の規定を改めるため、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する必要があることから、この案を提出いたします。

改正の内容は、議員提出議案第1号及び附属資料のとおりであります。第43条第1項において、請願書に記載する内容について「記載し、押印」としていたものを「記載」に改め、同第2項における紹介議員について「署名又は記名押印」を「氏名を記載」に改めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤弘治) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員提出議案第1号「西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、3時より、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後2時54分 閉会